

橿原市告示第209号

橿原市公私連携法人の指定に関する要綱を次のように定める。

令和5年6月29日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市公私連携法人の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする公私連携法人（以下「公私連携法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 市長は、公私連携法人を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に公私連携法人を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、公私連携法人が行う保育及び教育の基準、業務の範囲、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うために必要な条件その他必要な事項を明示した募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

(申請及び審査等)

第3条 公私連携法人の指定を受けようとする法人は、橿原市公私連携法人指定申請書(様式第1号)を募集要項に定める期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）別表に規定する橿原市公私連携法人指定審査委員会において、次に掲げる基準に照らし、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を最も適切に行うことができると認められる法人を公私連携法人の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

(1) 児童に対する適切な保育及び教育を行う能力を有すること。

(2) 公私連携幼保連携型認定こども園を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。

(3) 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号）及び橿原市特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の運営基準を定める条例（令和3年檀原市条例第36号）に定める基準を満たすこと。

(4) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

3 前項に規定する選定は、書類審査及びプレゼンテーションによる審査により行うものとする。

4 市長は、前項の審査の結果について、書面により第1項に規定する申請を行った法人に通知するものとする。

5 市長は、第1項に規定する申請がなかったとき、又は第3項に規定する審査において公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切に行うことができると認められる法人がなかったときは、改めて募集要項を作成し、前条第1項に規定する公募を行うものとする。

(協定の締結)

第4条 市長は、公私連携法人の指定に当たっては、あらかじめ候補者と法第34条第2項に規定する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定の有効期間は、25年以内の範囲において定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該候補者との協定を締結しないものとする。この場合において、市長は、公私連携法人の指定を行わない旨をその理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

(3) 経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でない認められるとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう等、公私連携法人として適当でない認められる事実が生じたとき。

(公私連携法人の指定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る候補者を公私連携法人として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により公私連携法人を指定したときは、その旨を告示し、檀原市公私連携法人指定通知書（様式第2号）により当該法人に対し通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該候補者が前条第3項各号（第2号を除く。）

のいずれかに該当するときは、協定を解除し、公私連携法人として指定しないものとする。この場合において、市長は、公私連携法人の指定を行わない旨をその理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(候補者を指定しない場合の取扱い)

第6条 市長は、第4条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携法人として指定しない場合は、第3条第3項に規定する審査において当該候補者に次ぐ評価を得た法人を新たに候補者として選定し、その旨を書面により当該法人に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人がないとき、又は候補者として適当であると認められる法人がないときは、市長は、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の公募を行うものとする。

(協定の更新等)

第7条 市長は、協定の有効期間が満了した場合において、当該協定の相手方である公私連携法人の業務の実績等の評価の結果が良好であると認めるときは、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、当該協定を更新することができる。

2 第5条各項の規定は、前項の規定により協定を更新する場合において準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る候補者」とあるのは「第7条第1項の規定により協定を更新したときは、当該協定の相手方」と、同条第2項中「当該法人」とあるのは「当該協定の相手方」と、同条第3項中「当該候補者」とあるのは「当該協定の相手方」と読み替えるものとする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、第5条の規定により指定した公私連携法人が第3条第2項各号のいずれかに該当しないことが判明したときは、当該公私連携法人との協定を解除し、及び指定を取り消し、その理由を付した書面により当該公私連携法人に対し通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公私連携法人の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

橿原市公私連携法人指定申請書

（宛先） 橿原市長

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

（ ）を運営する公私連携法人として指定を受けたいので、橿原市公私連携法人の指定に関する要綱第3条の規定により申請します。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
号

橿原市公私連携法人指定通知書

様

橿原市長

橿原市公私連携法人の指定に関する要綱第5条の規定により、（ ）
を運営する公私連携法人として指定するので、通知します。